

## 町税は納期内に納付しましょう

### 第1期納期限

### 7月1日(月)まで

町税(住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)は、**6月10日発送の納付書**で、納期限までに納付してください。すでに口座振替による納付をご利用の場合は、納期限の日に引き落としします。

やむを得ない理由によって期限内の納付が困難となったときは、納期限の日以前に必ず役場税務係までご相談ください。事前の相談なく町税を滞納した場合には、勤務先や金融機関などへの財産調査、給与や預貯金の差押えなど、法に基づいた厳しい滞納処分を行うことがあります。

納付方法は次のとおりです。

#### ○口座振替による納付

下記の金融機関で口座振替による納付ができます。

- ・北門信用金庫
- ・ゆうちょ銀行
- ・ピンネ農業協同組合浦臼支所

#### 《手続きに必要なもの》

- ・納税通知書
- ・通帳およびその通帳の届出印

#### 《手続き場所》 各金融機関の窓口

※口座振替による納付は、納付しに行く手間もなく納め忘れも防ぐことができますのでとても便利で安心です。

※ゆうちょ銀行で口座振替の手続きをされる場合は、申込書の「払込先」欄に次の内容を記入してください。

加入者名：浦臼町役場  
口座番号：02780-9-960227  
払込日：毎月末日

#### ○納付書による納付

下記の金融機関窓口では手数料のご負担なく納付ができます。

- ・北門信用金庫
- ・ピンネ農業協同組合
- ・浦臼町役場出納

※ゆうちょ銀行では納付書による納付はできません。

#### 【第2期以降の納期限】

- \* 第2期納期限 9月 2日(月)
- \* 第3期納期限 10月31日(木)
- \* 第4期納期限 12月25日(水)

#### ◆納税通知書の再発行はできません

例年、確定申告時期等に納税通知書の再発行を希望される方がいらっしゃいますが、納税通知書の交付は税を賦課するという「処分」であるため、再度行うことはできません。

受領された納税通知書は大切に保管してください。



お問い合わせ 住民課税務係 電話：68-2112

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに持続感染された方へ 一人でも悩まずに無料個別相談会をご利用ください

# B型肝炎 給付金について

## 無料個別相談会

日程・会場

7/4(木)	滝川市まちづくりセンター みんくる 滝川市栄町3丁目6-28 会議室B
7/6(土)	旭川市民文化会館 旭川市7条通9丁目 第1会議室

対象 昭和16年7月2日～ ※ご遺族の方も給付金請求できます  
昭和63年1月27日 生まれ

給付金 50万円～ ※病態に応じて給付金等の内容が異なります  
3,600万円

完全予約制 ☎ 0120-013-621  
〈ご予約受付時間〉  
平日 9:00～18:00  
個別面談なので、他の方と顔を合わせることはありません。

着手金・相談料 無料  
成功報酬制  
※訴訟実費別途

無料電話相談も  
同時受付中! お気軽にお電話ください

弁護士法人 弁護士 栗庭亨一「あいばこういち」東京弁護士会所属 登録番号35029 東京都新宿区四谷4-3 福屋ビル6-A 【営業時間】平日 9:00～18:00  
TEL 03-5363-6333 E-mail info@precious-law.jp  
FAX 03-5363-6334 https://precious-law.jp/

## 児童手当制度

### ○支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

### ○支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人あたり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円



※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は特例給付として月額一律5,000円を支給します。

### ○支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月の10日に支給します。

(例) 6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。

※令和6年10月から児童手当制度が改正されます。

制度改正により手続きが必要になる場合があります。詳細が決まり次第、広報うらうすや町ホームページでお知らせします。

## 現況届が原則提出不要になりました！

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

(現況届の提出が必要な方)

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所と異なる市町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
- ・その他、浦臼町から提出の案内があった方

※提出が必要な方には現況届を送付しますので、期日までに提出をお願いします。

お問い合わせ 住民課住民係 電話：68-2112

## 無料法律相談会

雨竜町在住の司法書士・行政書士 木村幸一先生による無料法律相談会が下記日程で開催されます。

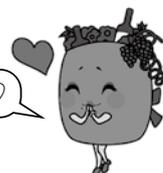
日時 6月12日(水) 午前10時～12時  
場所 浦臼町商工会館  
相談内容 相続・遺言・登記(法人・不動産)、債務整理、民事裁判、成年後見等  
お問い合わせ 浦臼町商工会 電話：67-3331

## 町公式ホームページをリニューアルしました

URL <https://www.town.urausu.hokkaido.jp>



アクセスしてね~♡



お問い合わせ 総務課企画係 電話：68-2111